

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知多市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

知多市長

## 公表日

令和6年4月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から実施するものである。 市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 区域内に居住する者で政令で定めるものに対する予防接種の実施 (2) 区域内に居住する間に予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における、給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査及びその請求に対する応答 (3) 予防接種を受けた者又はその保護者からの実費の徴収
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・別表第一 項番10、93-2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条-2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 項番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康文化部健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36-2630
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康文化部健康推進課 愛知県知多市新知字永井2番地の1 0562-54-1300

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月24日	所属長	小嶋 時彦	伊藤 中一		
平成29年7月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第二 項番17、18、19	別表第二 項番16-2、17、18、19		
平成29年7月31日	I-5 評価実施機関における担当部署	伊藤 中一	森下 剛	事後	
平成29年7月31日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	愛知県知多市緑町1番地 0562-33-3151	愛知県知多市緑町1番地 0562-36-2630	事後	
平成29年7月31日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	愛知県知多市緑町32番地の1 0562-33-0050	愛知県知多市新知字永井2番地の1 0562-54-1300	事後	
平成30年8月13日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種システム	健康管理システム	事後	
平成30年8月13日	I-5 評価実施機関における担当部署	健康福祉部	健康部	事後	
平成30年8月13日	I-5 評価実施機関における担当部署	課長 森下 剛	課長	事後	
平成30年8月13日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部	健康部	事後	
平成31年3月11日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴う「IV リスク対策」の記載	事後	
令和3年1月8日	II-1 対象人数	平成27年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年1月8日	II-2 取扱者数	平成27年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種は、予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から実施するものである。	予防接種は、予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から実施するものである。	事前	
令和3年2月22日	I-3 個人番号の利用	別表第一 項番10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	別表第一 項番10、93-2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条-2	事前	
令和3年2月22日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第二 項番16-2、17、18、19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2	事前	
令和3年7月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I-1 システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年7月1日	I-3 個人番号の利用	別表第一 項番10、93-2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条-2	・別表第一 項番10、93-2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条-2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年7月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2	情報照会: 番号法第19条第7号、別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2 情報提供: 番号法第19条第7号、別表第二 項番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2	事後	
令和3年7月1日	I-5 評価実施機関における担当部署	健康部	健康文化部	事後	
令和3年7月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康部	健康文化部	事後	
令和3年7月1日	II-1 対象人数	令和2年6月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	II-2 取扱者数	令和2年6月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	I-3 個人番号の利用	・別表第一 項番10、93-2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条-2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・別表第一 項番10、93-2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条-2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	9月1日施行の番号法第19条改正に伴う号ずれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	情報照会: 番号法第19条第7号、別表第二 項 番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2 情報提供: 番号法第19条第7号、別表第二 項 番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 項 番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 項 番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2	事前	9月1日施行の番号法第19条改正に伴う号ずれの修正
令和3年7月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	-	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和4年3月4日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月4日	II-1 対象人数	令和2年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II-2 取扱者数	令和2年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	(○)接続しない (入手)	( )接続しない (入手)	事後	
令和4年3月4日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和5年9月8日	II-1 対象人数	令和4年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	接種証明書のコンビニ交付実施に伴う再評価の実施
令和5年9月8日	II-2 取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	接種証明書のコンビニ交付実施に伴う再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月26日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	-	事後	
令和6年4月26日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
令和6年4月26日	I-3 個人番号の利用	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	-	事後	
令和6年4月26日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会:番号法第19条第8号、別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2 情報提供:番号法第19条第8号、別表第二 項番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、第59条-2	情報照会:番号法第19条第8号、別表第二 項番16-2、17、18、19、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 情報提供:番号法第19条第8号、別表第二 項番16-2、16-3、115-2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2	事後	
令和6年4月26日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事後	
令和6年4月26日	II-1 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月26日	II-2 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	